

町会・自治会の個人情報の手引

この手引には、一般的な町会・自治会活動における個人情報の適正な取扱いのために必要な事項を記載していますので、日頃の活動にお役立て下さい。



やさシティ、まつど。

[目 次]

1 個人情報保護法と町会・自治会	3p～
2 個人情報取扱方法の作成	10p～
3 自主防災と個人情報	18p～
4 資料集	22p～
○ 個人情報 Q & A 23p
○ 町会・自治会の取組手順(参考) 30p
○ 個人情報取扱方法(参考例) 31p
○ 町会・自治会世帯(家族)カード(参考例) 33p
○ 個人情報取扱簿(提供)(参考例) 34p
○ 個人情報取扱簿(受領)(参考例) 35p
○ 個人情報(開示・訂正等)請求書(参考例) 36p
○ 個人情報の保護に関する法律 37p

【用語の説明】

○ 「町会・自治会」及び「会長」について

この手引では、町会、自治会、管理組合、連合町会など、一定の区域内の住民による住民自治組織を総称して「町会・自治会」と表現し、この組織を代表する会長、理事長などを総称して「会長」と表現しています。

1. 改正個人情報保護法と町会・自治会

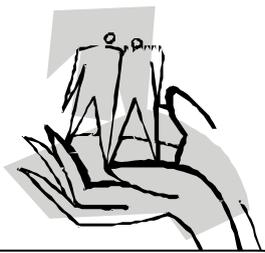
◆「改正個人情報保護法」とは？

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護することを目的として(同法第1条)、平成15年5月に制定され、平成17年4月1日に施行されました。

個人情報保護法は、その制定から10年以上が経過し、情報通信技術の進展やマイナンバーの導入など、時代の変化に合わせて、平成27年に改正され、同年9月9日に公布、平成29年5月30日から全面施行されました。これに伴い、町会・自治会は、「個人情報取扱事業者」として、同法の適用を受けることになりました。

◆個人情報保護法の対象となる個人情報取扱事業者とは？

これまで個人情報保護法の対象は、5,000件以上の個人情報を有する民間事業者(営利事業者の他に非営利事業者も含まれます。)でしたが、今回の法改正に伴い、5,000件の要件が撤廃され、町会・自治会も「個人情報取扱事業者」(同法第2条第5項)となりました。



こちら是非
ご覧下さい!

➤ 町会・自治会は、会員の人数にかかわらず、個人情報保護法の対象者として、同法を守る義務があります。



自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項
(平成29年5月個人情報保護委員会)

これだけは知っておきたい個人情報の取扱いルール
(政府インターネットテレビ)



◆町会・自治会における個人情報の取扱いは？

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者(個人情報データベース等を事業の用に供している者)が持っている個人情報を適正に取り扱うことを規定しています(同法第15条～第35条)。

本手引書の掲載内容

町会・自治会の会員の心得

＜個人情報の取得、利用、管理、対応などについて会員に説明＞

町会・自治会の取組内容

＜規約・会則の改正、個人情報取扱方法、取扱簿、開示請求書の作成＞

町会・自治会は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法に従って、個人情報を適正に取り扱うことが必要です！

個人情報を取り扱う町会・自治会の義務は大きく5つ。

その① 【利用目的の通知】(法第18条)

- 個人情報の取得の際、利用目的をできる限り特定し、本人に通知する。

その② 【管理方法の決定】(法第32条等)

- 取得した個人情報の取扱方法を文書にして整理する。

その③ 【第三者提供の際の同意の取得】(法第23条)

- 本人以外に個人情報を提供する際、あらかじめ本人の同意を得る。

その④ 【提供等の記録の保存】(法第25条・第26条)

- 個人情報の提供先などを記録し、一定期間、保管する。

その⑤ 【開示等の準備】(法第28条)

- 保有している個人情報を本人からの請求に応じて開示等ができる状態にする。

その①

【個人情報の利用目的の通知】

◆会員に個人情報の利用目的を通知する。

町会・自治会が会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠ですが、個人情報を取り扱うに当たっては、既に持っている個人情報の利用目的（例えば、名簿作成、要支援者の支援活動、市役所等の公共的な団体への役員名簿の提供など）をできる限り特定し、会員本人に知らせる（通知する）ことが必要です（法第18条）。

利用目的の通知により、町会・自治会が目的の範囲内で個人情報を利用することに対して、本人の「同意を得た」こととなります（法第16条）。



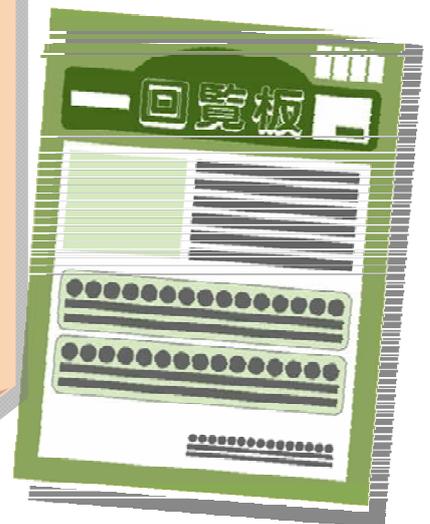
- 現在活動されている町会・自治会には、既に、会員の皆さんの個人情報があること
と思います。既に取得している会員の個人情報の利用目的は、次の例のように、回覧
や総会などを利用して、会員に通知するとよいと思います。

< 通 知 例 >

「町会（自治会）では皆さんから取得した個人情報を総会で議決された事業の推進や名簿・地図などの作成及び緊急災害時等の支援活動に利用し、そのこと以外に利用することはありません。また、町会（自治会）では、皆さんから取得した個人情報を適正に管理します。」

注）どんな個人情報を既に取得しているのか、会員に知らせるようにすると、なお親切でしょう。

本人から個人情報の確認依頼があった時に備えて、取得した個人情報を整理しておくことも重要です。





◆個人情報の管理方法を文書にする。

町会・自治会では、会員の個人情報の適正な取扱いを確保するため、詳しい取扱い方法を決め、「個人情報取扱方法」として文書にまとめ、規約・会則に盛り込むことをお勧めします。

① 運用体制を決めて「個人情報取扱方法」を作成する。

「個人情報取扱方法」を作成するために、個人情報の取扱責任者、保管方法、開示方法などを役員で話し合って決める。

⇒ 10 ページ～



② 町会・自治会規約に盛り込む。

規約・会則の改正を行った上で、「個人情報取扱方法」を盛り込む。

⇒ 10 ページ

このように、「個人情報取扱方法」を町会・自治会の規約・会則に盛り込むことで、個人情報取扱事業者としての責任を明確にできます。

《町会・自治会が個人情報を利用する活動の事例》

「個人情報取扱方法」の作成等の参考にしてください。

- 町会・自治会名簿、地図作成
- 会費請求、管理その他文書発送
- 入学祝、敬老祝等贈呈
- 避難行動要支援者リスト作成と支援者への配布
- 日常的な高齢者見守り活動
(一人暮らし高齢者への声かけ、外出支援等)

その③



【個人情報の第三者提供の際の同意の取得】

◆第三者に提供する場合は、本人の同意を得る。

町会・自治会は、会員の個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ、**会員本人の同意**が必要です(法第23条)。

ここでいう「同意」とは、**その①** (5ページ)にあるように、会員本人に対して利用目的を事前に**知らせる(通知する)**ことで、「**同意を得た**」ことになります。

そのため、同意を得るための最も簡単な方法として、必ず会員本人に**通知**しておくことが大切です。

また、第三者への提供の仕方をより明確にするために、「個人情報取扱方法」を作成し、年1回は、会員に周知し、確認をしてもらうことが必要です。

ただし、次の場合は町会・自治会においても「例外」に当たり、本人の同意を得なくても第三者提供ができます(法第23条)。

<本人同意を得ずに第三者提供ができる場合>

- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全育成のために必要な場合
 - ④ 国、地方公共団体及びその委託先に協力する必要がある場合
- ※ ②、③は本人の同意が困難な場合、④は本人同意を得ることにより事務の遂行に支障が及ぼすおそれがある場合に限定

◆第三者への個人情報の提供等の経過を記録に残す。

町会・自治会は、会員の個人情報を第三者に提供したとき又は第三者から会員の個人情報の提供を受ける際、その提供先や取得の経過・相手先を記録に残し、一定期間保存することが必要になります(法第25条及び第26条)。



町会・自治会は、あらかじめ、個人情報取扱簿を作成し、個人情報取扱責任者が整理・保管しましょう。

新たに会員となった者(個人情報の本人)から提供を受けた個人情報は、第三者から提供を受ける場合には含まれませんので確認義務(法第26条第1項)は生じませんが、記録として残しておくといいいでしょう。



「個人情報取扱簿」参照 ⇒ 33～34ページ

Q. 個人情報取扱簿・世帯カードは、何年くらい保存するの？

A. 個人情報取扱簿は、個人データの提供日から3年間(個人情報保護法施行規則第14条)、個人データの受領日から3年間(同規則第18条)、町会・自治会で個人データの記録を保存するという規則がありますが、世帯カードは規則がありませんので、個人情報取扱方法において、「転居等により必要がなくなったら速やかに廃棄する」など、あらかじめ保存期間等を決めておくといいいでしょう。

◆町会・自治会で保有している個人情報は本人からの請求により開示する。

町会・自治会で保有している会員の個人情報は、責任者が保管しますが、会員本人から例えば、「以前に提出した家族カードを見せてほしい」などの個人情報の開示請求があった場合は、原則書面で（請求を行ったものが同意している場合はメールや電話などでも可）、遅滞なく、開示しなければなりません（法第28条）。



町会・自治会として開示請求があったことを記録するためにも、会員からの開示請求時には個人情報（開示）請求書（36ページ参照）を提出してもらいましょう。

また、訂正請求時には個人情報（訂正）請求書を提出してもらいましょう（法第29条）。



「個人情報請求書」参照 ⇒36ページ

Q. 開示請求は口頭で受けていいのか？

A. 開示請求は口頭でもかまいませんが、記録に残すためにも、「個人情報請求書」の導入をお勧めします。



2. 個人情報取扱方法の作成

規約・会則に個人情報取扱方法を盛り込む場合は、以下の事項を参考にしてください。

① 町会・自治会規約・会則の改正

⇒規約・会則に追加する場合は、規約・会則改正が必要になります。文言の追加は、本文、附則のどちらでもかまいません。また、規約・会則の改正には総会決議が必要です。

ア 新たな条を既存の本文中に追加する場合

(個人情報の取扱い)

第〇条 本会が町会・自治会活動を推進するために必要な個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定めるところにより、適正に取り扱うものとする。

イ 規約・会則に委任規定(「その他必要な事項は、会長が別に定める」等)が設けられている場合は、規約・会則改正を行わずに「個人情報取扱方法」を作成できます。



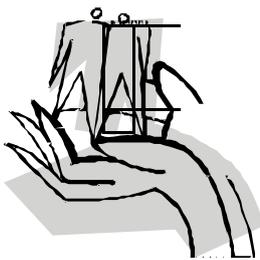
会員にも周知
しましょう!

② 「個人情報取扱方法」の作成

⇒ここで、個人情報の取扱方法に関する詳細を決めます。

※ 個人情報を適正に取り扱う方法を定めた「個人情報取扱方法」作成のポイントを次ページより示しています。また、31ページに実際の参考例を掲載していますので参考にしてください。

なお、詳細については各町会・自治会で実情に合わせて、決めてください。



➤ 個人情報取扱方法を定めることが必要

町会・自治会は「個人情報取扱事業者」となりますので、法律に沿った正しい対応が必要になります。

個人情報保護法は、個人情報の取扱いに係る規程の整備を義務化していませんが、個人情報の取扱いを明確化することが町会・自治会として個人情報の適正な管理体制をすることになるため、「個人情報取扱方法」の作成をお勧めします。

「個人情報取扱方法」の策定により、個人情報の管理・対応方法等を明確にでき、会員の理解と安心も得られます。

■個人情報取扱方法の作成のポイント

「個人情報取扱方法」を作る場合は、次に挙げる4つの取扱いポイントを下に、具体的な内容を決めましょう。

①取得するとき ⇒ 12ページ

取得する個人情報の内容を決めておきます。
このとき、「すべきこと」と「してはならないこと」に注意します。



②利用するに当たって ⇒ 13ページ

個人情報をどう利用するかを決めておきます。
このとき、主な使途や内容を周知しましょう。



③管理の方法 ⇒ 14ページ

個人情報の安全な管理の仕方を決めておきます。
なるべくわかりやすい文書にしておきましょう。



④対応方法を決める ⇒ 16ページ

会員からの苦情や個人データの漏えい・紛失に備え、
個人データの安全管理のために必要な対応手順等を
決めておきます。



①取得するとき

会員から個人情報を取得するときは、氏名、住所、生年月日、電話番号などの町会・自治会活動に必要な内容を決めます。その際、「すべきこと」と「してはならないこと」の2つに注意します。

【すべきこと！】

○ 取得する個人情報は、必要最低限に(利用目的の達成に必要な範囲内)。

やみくもに個人情報を集めるのではなく、「地図を作るために住所が必要」、「入学祝、敬老会のために生年月日が必要」など、会員に説明が付く必要最低限の個人情報のみを集めます(必要以上に個人情報を取得すると、目的外の使用につながり、会員に不信感を与えるおそれがあります。)

○ 利用目的を本人に知らせる。

個人情報を記入してもらう家族(世帯)カードに、「この個人情報は、名簿作成や、〇〇に利用します。」など、具体的な利用目的を書いてお知らせます。

★「町会・自治会が個人情報を利用する活動の事例」 ⇒ 6 ページ

★「町会・自治会世帯(家族)カード参考例」参照 ⇒ 33 ページ

【してはならないこと！】

● 「要配慮個人情報」の取得の禁止

要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいいます(法第2条第3項)。

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得できません(法第17条第2項)。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国、地方公共団体、その受託者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合

● 偽りその他不正な手段による取得、例えば、判断能力を有しない子どもから家族の個人情報を取得することはできません(法第17条第1項)。

②利用するに当たって

町会・自治会が取得した個人情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提供先などをあらかじめ町会・自治会で決めて、会員に知らせておくといいいでしょう。

【主な使途や内容】

1) 町会・自治会でどのような個人情報を持っているか？

……（氏名、住所、電話番号、生年月日 など）

2) 個人情報をどのように利用しているのか？

……（町会・自治会活動や名簿・地図の作成のため など）

3) 個人情報の提供先は？

……（市役所、学校 など）

4) 個人情報の提供の目的は？

……（役員届の提出 など）

以上の内容を「**個人情報取扱方法**」の中で定めて、総会議案書か回覧で、年1回は、周知しましょう。

また、新会員には加入時に提示し、同意を得た上で個人情報を取得しましょう。



「〇〇町会・自治会個人情報取扱方法」(参考例)参照 ⇒ 3 1 ページ

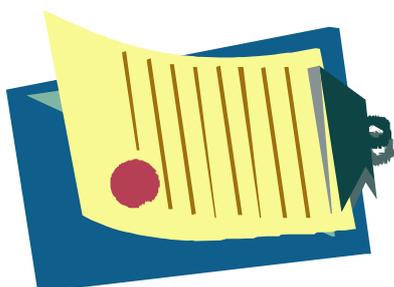
③ 管理の方法

会員の個人情報大切なものですので、適正に管理するために、町会・自治会で管理の方法(組織づくり)を決めましょう(法第20条 安全管理措置)。

町会・自治会であらかじめ、個人情報取扱責任者を決め、家族(世帯)カードなどを保管する場所や、必要のなくなった個人情報(旧名簿など)を廃棄する時期や方法も決めておきましょう(法第19条 データ内容の正確性の確保)。

○具体的な安全管理の方法(例)

- ◆ 個人情報保護責任者を定める
⇒(例)「総務部長が責任者」など、総会もしくは回覧で会員に伝える。
- ◆ パソコンで個人データを取り扱う場合
⇒パスワード設定などで、第三者が操作できないようにする。
また、ウイルスソフトを導入し、データの漏えいを防ぐ。
- ◆ USBメモリーやCDなどの媒体で個人データを取り扱う場合
⇒施錠できる場所に保管する。
- ◆ 名簿やUSBメモリーなど個人データの記録は、盗難や紛失、漏えいを防ぐために放置しない(特に車中やカバンの中など)。
- ◆ 会員の転居等により不要となった個人情報は、会長立会いの下で速やかにシュレッダーなどで廃棄する。
- ◆ 家族(世帯)カードの保管場所を決める
⇒会長もしくは総務部長の自宅で施錠できる場所など。



○定期的な見直し・点検

- ◆ 会員名簿は、正確かつ最新の情報に保つことが求められているため、定期的に見直しを行いましょう。
⇒ 転居された人の家族(世帯)カードの廃棄、出生や死亡による家族(世帯)カードの加除修正など。



町会(自治会)の総会議案書に会員名簿を添付しているが、これは管理上問題ないものか？

答 : 総会議案書に添付することに問題はありませんが、あらかじめ、総会議案書に町会(自治会)の会員名簿を添付する旨を本人に通知しておけば、本人同意を得た利用(法第16条)となります。

また、名簿を作成して、総会議案書などに添付する時は、名簿の欄外に下記のような注意書きをして、会員に対しても個人情報の安全な管理を呼びかけてください(法第20条)。



<例>

※『この名簿には会員の個人情報を記載していますので、紛失・漏えい防止のため、不要になった時は、町会・自治会に返却するか、又は速やかに細かく裁断し、破棄してください。』

④対応方法を決める

ア 開示請求等への対応

町会・自治会の保有する個人データの内容について、会員から開示請求(法第28条)や訂正請求(法第29条)があった場合は、遅滞なく、対応することが求められます。

【ケース① 会員からの開示請求・内容確認等への対応】

町会・自治会の会員から、町会・自治会で保管している「自分の情報の利用目的を知りたい」、「自分の情報内容を見せてほしい」、「自分の情報を訂正したい」など、個人データの利用目的等の公表を求められた場合(法第27条)や開示請求(法第28条第1項)又は訂正・追加・削除請求(法第29条第1項)が出された場合に備え、町会・自治会では、その対応手順を作成しておきましょう。

◆ 対応手順(開示請求の例)

- 1 会員は、「個人情報請求書」に記載し、提出する。
- 2 町会・自治会で保管している会員の個人データについて、責任者のほか、町会・自治会役員立会いの下、正確に保管されていることを確認する。
- 3 請求内容に対しては、遅滞なく、正確に、誠実に対応し、個人データ等がきちんと管理されていることを示す。
- 4 開示は、書面による交付又は請求者の同意した方法による(個人情報保護法施行令第9条)。

イ 個人情報の漏えい等への対応

万が一、町会・自治会の保有する個人データが漏えい、紛失した場合に備え、町会・自治会の対応方法を決めておくことが必要です(法第20条 安全管理措置)。

会員の個人データ漏えいや紛失があった場合は、その内容や経過を文書で明確にして当事者に伝え、必要があれば相談窓口で相談して対応を決めるなど、町会・自治会の迅速な対応が求められます。

個人情報を漏えいした場合、町会・自治会による管理に不適切な点があれば、漏えいした個人が特定できてもできなくても、町会・自治会に賠償責任が生じる場合があります。また、町会・自治会の関係者も責任を問われる可能性があります(法第21条 従事者の監督、第22条 委託先の監督)。



【ケース② 漏えい又は紛失事故への対応】

◆ 対応手順

- 1 個人情報の漏えい又は紛失事故の発生を町会・自治会で確認する。
- 2 事故の内容と経過を町会・自治会で確認し、文書(事故報告書)にまとめる。
⇒必要があれば相談窓口(個人情報保護法相談ダイヤル 29頁)に相談する。
- 3 被害者本人に事故の内容と経過について通知・説明する。
- 4 町会・自治会役員で、事故収束までの対応を確認する。
- 5 事故収束後、被害者本人に事故収束までの対応及び今後の再発防止策について通知・説明する。

損害賠償が生じる場合とは？
刑事罰の適用もあるのか？

【答】 町会・自治会の会員が悪意を持って故意に第三者に会員の情報を漏えいした場合、それによって当事者が損害を受けた場合、被害者から民法上の損害賠償の請求がされることがあります。この場合、漏えいした者が特定できてもできなくても、町会・自治会に賠償責任が生じるおそれがあります。また、漏えいした者を特定できる時は、その人にも賠償請求することができます。

その他、誤って情報が漏えいし、それにより損害が生じた場合も町会・自治会に賠償責任が生じる場合があります(法第20条 安全管理措置)。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者(その者が法人の場合は役員、代表者、管理人、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある場合を含む。)、若しくはその従業者等が、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること(法第83条)を規定しています。

また、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が業務に関して、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体にも、各本条の罰金刑を科しています(法第87条 両罰規定)。

なお、刑事罰に該当する事例には、窃盗罪や横領罪などの規定が適用されます。

3. 自主防災と個人情報

◆地域が救助の主役です

阪神・淡路大震災では、多くの人々が倒壊した家屋や家具の下から、家族や地域住民の方々によって救出されました。

災害が大きい場合には、行政が十分に機能できないおそれがありますので、地域の役割が非常に大切になってきます。



◆自主防災組織を作りましょう

自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、主に町会・自治会が母体となって自主的に結成する組織です。

自主防災組織を設置し、活動することで、例えば、

【平常時】

- ・町会・自治会員名簿の作成による地域住民の把握
 - ・防災訓練の実施により、隣近所や町会・自治会で集まる機会の増加
 - ・防災という話題での意見交換の実施
- ⇒ 連帯感やコミュニティ意識の向上を図ることができる。

【災害時】

・普段の訓練などにより、町会・自治会員名簿を使用した情報伝達や安否確認、避難場所や取るべき行動を把握している。

⇒ 地域の被害を軽減する。 … などの効果が得られます。



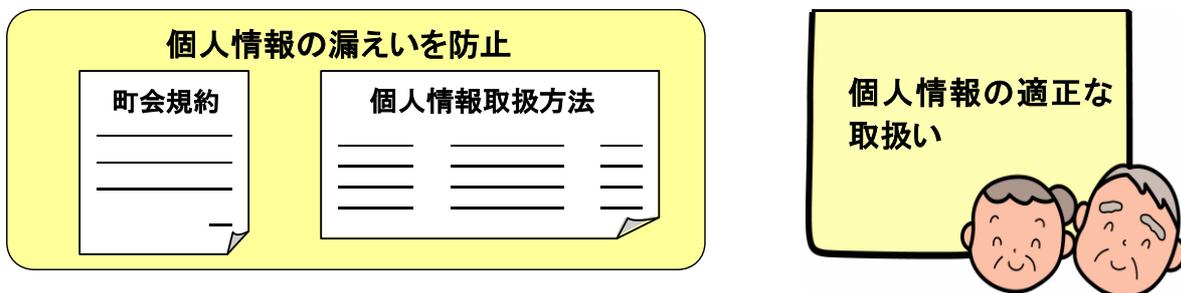
◆災害時に備えた町会・自治会員名簿の作成と個人情報の管理

自主防災組織において、災害時に情報伝達や安否確認などを行うためには町会・自治会員名簿が基本となります。

災害時に備え、平常時より連絡先など町会・自治会員の個人情報を取得しておくことが望ましいといえます。

また、取得した個人情報の取扱いについては、町会・自治会規約に盛り込み、別途「個人情報取扱方法」にまとめるなど、適正な管理を行いましょう。

★個人情報の管理 ⇒ ステップ②(6ページ)参照



◆災害時に備えた町会・自治会員名簿の作成【その①】

《既にある会員名簿を利用する場合》

町会・自治会において、既に会員名簿があり、それを緊急災害時などに使用する場合は、まず、町会・自治会総会などにおいてその旨を確認し、その上で、会員に周知しましょう。

すでにある会員名簿を、災害時の支援活動に使用してもいいのですか？

答：あらかじめ、町会・自治会員に災害時などの緊急時に使用する旨を通知することが必要です。

⇒ ステップ①(5ページ)参照

<通知例>

「当町会・自治会では皆さんから取得した個人情報を、総会で議決された事業の推進や名簿・地図などの作成、緊急災害時の支援活動に利用し、適正に管理します。」

◆災害時の活動に備えた町会・自治会員名簿の作成【その②】

《新規に会員名簿を作成する場合》

新規に町会・自治会員名簿を作成する際は、家族の氏名や住所等のほか、要支援の状況、緊急連絡先などの個人情報に加え、災害時の活動に備えた内容の町会・自治会員名簿にすると、様々な状況に対応できるものとなります。

◆町会・自治会世帯(家族)カードの作成

平常時の町会・自治会活動のほか、災害時の活動にも利用できるような「町会・自治会世帯(家族)カード」を作成することにより、災害時に備えた内容の町会・自治会員名簿にすることができます。

★「町会・自治会世帯(家族)カード 参考例」参照 ⇒ 33ページ

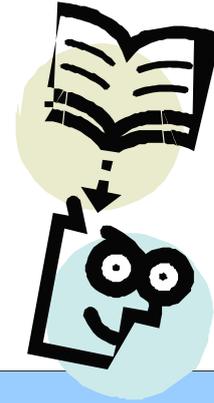
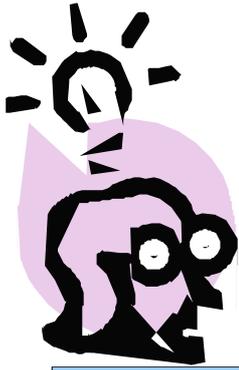
災害時の活動に利用できる 町会・自治会世帯(家族)カード作成のポイント！

- ①利用目的と管理方法及び管理責任者を明記する。＜必須＞
…カード上部の囲みの部分
- ②「要支援の状況」は、緊急避難時の支援のために利用できる内容とする。



×毛欄

Handwriting practice area with 18 horizontal dotted lines.



資料集

●個人情報Q &A	P23
●町会・自治会の取組手順（参考）	P30
●個人情報取扱方法（参考例）	P31
●町会・自治会世帯（家族）カード（参考例）	P33
●個人情報取扱簿（提供）（参考例）	P34
●個人情報取扱簿（受領）（参考例）	P35
●個人情報（開示・訂正等）請求書（参考例）	P36
●個人情報の保護に関する法律	P37



個人情報 Q & A

Q. 1

家族(世帯)カードへの記入・提出をお願いする場合、性別や生年月日など、また高齢者には通院先の病院名や緊急の連絡先なども記入してほしいのですが、問題はありませんか？

A. 1

それらの項目が、町会・自治会活動に必要な個人情報であることを、会員にきちんと説明でき、また、相手の方にも納得してもらえれば大丈夫です。

ただし、個人情報保護法では病歴が要配慮個人情報(法第2条第3項)に該当し、町会・自治会は、通院先の病院名等により病気に係わる情報を取得する可能性があるため、本人から同意を得るよう、特に配慮して取り扱ってください(法第17条 適正な取得)。

家族(世帯)カードには平常時の利用目的(名簿作成等)及び緊急時の利用目的(災害時の支援活動等)並びに管理方法及び管理責任者をあらかじめ記載し、会員に通知しましょう。



Q. 2

行事の参加案内板を班回覧するとき参加者一覧表に名前を記入してもらっていますが、個人情報保護の観点から問題はありませんか？

A. 2

回覧板については、本人が他の会員に見られることを同意し、記載していると思われるので、法律に触れることはありません(法第23条 第三者提供の制限)。

ただし、自分の名前を他人に知られたくないというような要望や苦情があった場合は、参加申込を回覧板の参加者欄への名前の記入ではなく、担当者への電話連絡にするなど、申込み方法に工夫をしましょう(法第35条 苦情の処理)。



Q. 3

会員名簿を毎年総会資料に添付していますが、今からでも名簿を作成する目的を会員に知らせたほうがいいでしょうか？また、それは毎年1回行うものですか？

A. 3

会員名簿の取扱いに必要な「個人情報取扱方法」などを作成していない場合は、名簿を作成する目的及び総会開催時に会員に配布することを事前に通知しましょう(法第16条 利用目的による制限)。

また、年1回は、回覧や議案書を用いて5ページの例のようにお知らせすることが望ましいと思います。

Q. 4

個人情報保護法の施行により、個人情報の保護に対する会員の過剰な反応のため、会員の個人情報の取得・利用に対する抵抗感が強く、町会・自治会活動に支障を来している状況です。どう対処したらいいでしょうか？

A. 4

個人情報保護法は、個人情報を保護することだけでなく、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資することなどその有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています(法第1条 目的)。

この法律により、町会・自治会は、個人情報を適正に取り扱うこととなりますので、個人情報を提供する会員にとっては、より安心していただけることを説明し、理解を得るようにしましょう。



Q. 5

現在保有している個人情報(個人データ)はどのように取り扱うのが適正ですか？

A. 5

「個人情報」は貴重品の意識をもって、漏えい、盗難、紛失に気を付けて管理しましょう(法第20条 安全管理措置)。

14ページの「個人情報の管理の方法」にあるように、具体的な安全管理措置を決め、それに従って運用しましょう。

Q. 6

町会・自治会の広報紙に名前をフルネームで掲載し、写真も載せています。町会・自治会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題はありますか？



A. 6 特定の個人が識別できる写真も、個人情報に該当します

(法第2条第1項第1号 定義)。

取材を行う時に、本人から名前及び写真の掲載について、あらかじめ、同意を得るとよいでしょう。集合写真等を撮る場合も「広報紙に載せる写真を撮ります」など、事前に目的を伝え、皆さん全員の同意を得ることが望ましいでしょう(法第16条 利用目的による制限)。



Q. 7

町会・自治会に未加入のアパート入居者が数名います。町会・自治会が、加入の勧誘や世帯の把握のために、大家さんから入居者の氏名などを聴くことはできますか？

A. 7 アパートの大家さんから入居者の個人情報をもらう際には、大

家さんとしては、あらかじめ入居者本人から町会・自治会に自分の個人情報の提供をしてもよいという同意を得ていなければなりませんので、大家さんから直接、入居者の個人情報をもらうことはできません(法第23条 第三者提供の制限)。

町会・自治会活動に理解と協力を
もらえるよう働きかけましょう。



Q. 8

町会・自治会の総会資料に載った会員名簿が悪用された場合、責任の所在はどこになりますか？

A. 8

町会・自治会員が悪意を持って故意に第三者に名簿を渡した場合で、それにより名簿に記載されている人に被害が生じた時、漏えいした人が特定できなくても町会・自治会に賠償責任が生じるおそれがあります。詳しくは、「対応方法を決める」(16ページ)を参考にしてください(法第20条 安全管理措置)。

個人情報取扱事業者となる町会・自治会は、漏えいや紛失事故が発生した場合、被害者本人に説明する責任があります。そのため、「個人情報取扱簿」や「個人情報請求書」を作成し、取扱いの経過がわかるようにしましょう。また、会員にも個人情報を適正に取り扱うように総会議案書、回覧などで定期的に周知しましょう。

Q. 9

会員の電話番号については、会員以外には提供しないことを説明し、携帯電話のみの方及び電話帳に掲載していない方に会員名簿への掲載をお願いしていますがこの方法でいいでしょうか？

A. 9

本人から、会員の電話番号は、名簿に載せて欲しくないという要望がない限り、掲載できます。ただし、名簿は、町会・自治会員以外の人への閲覧、配布等はできません(法第23条 第三者提供の制限)。

Q. 10

災害時等に備え、町会・自治会員に世帯(家族)カードの提出をお願いしていますが、なかなか理解が得られません。

世帯(家族)カードの注意点があれば教えてください。



A. 10

緊急時の支援・救護活動は、町会・自治会が中心となって行われます。安否確認や避難誘導などの際、あらかじめ町会・自治会員の要支援情報を把握しておく、災害時等に役立ちます。

世帯(家族)カードの内容は、参考例(33ページ)のように、要支援の状況がわかるものが望ましいといえます。

カード作成時の注意点は、13～14ページにあるように、「利用目的」、「管理方法」及び「管理責任者」をカードに記載することが必要です。

会員がカードに記入し、提出した場合、記載してある利用目的に「同意」したことになります(法第16条)。⇒ ステップ①(5ページ)

各地で“過剰反応”の声も聞かれますが、個人情報保護法は“個人情報を出してはならない”という法律ではありません。

町会・自治会は、緊急時の支援・救護活動を行うためや普段の見守り活動等、特定の目的のために個人情報を取得し、適正に取り扱うことを伝えるとともに、町会・自治会活動は、個人情報を有効に活用し、会員の生命や財産等、個人の権利利益を守るものであることを、会員に理解してもらうことも大切です。



Q. 11

自宅にある古い町会・自治会の会員名簿を、間違っ、て、ゴミ袋に入れ、ゴミ置き場に出してしまいました。ゴミ袋の中を見たりする人がいると不安ですが、個人情報の取扱いとして、問題ないのでしょうか？

A. 11

古い会員名簿でも、個人情報であることは変わりありませんので、廃棄する場合は、廃棄の方法等に気を付けるようにしましょう。

個人情報取扱方法の中で、「会長立会いの下でシュレッダーにかける」等、具体的な廃棄方法等を決めておくといよいでしょう。

また、古い会員名簿でも、盗難や紛失があったときは、個人情報の漏えいとなりますので、すぐに町会・自治会の責任者の方に連絡してください。



Q. 12

松戸市より貸与された避難行動要支援者名簿の一部の写しが入ったかばんを、自転車の前かごに入れておいたところ、少し目を離した隙に盗まれてしまいました。悪用されないか心配です。

A. 12

名簿の盗難や紛失があったときは、個人情報の漏えいとなりますので、すぐに町会・自治会の責任者の方に連絡してください。また、連絡を受けた町会・自治会の責任者の方は、速やかに松戸市の担当課へ連絡してください。

個人情報保護法相談ダイヤル

内閣府に設置された行政機関であり、法律の解釈や制度について、一般的な質問を受け付けます。

電話 03-6457-9849

(受付時間: 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30)

【参考】

☆町会・自治会の取組手順

＜規約、会則改正・個人情報取扱方法・取扱簿・請求書＞

◎ 町会・自治会において、個人情報の取扱いを規約、会則に盛り込み、具体的な内容を決めるために、下記の手順をお勧めします。

① 規約・会則の改正

規約(会則)の本文又は附則に追加する。

(個人情報保護の取扱い)

第〇条 本会が町会・自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定めるところにより、適正に運用するものとする。

② 「個人情報取扱方法」の作成

31ページを参考に、町会・自治会の個人情報取扱方法を決めましょう。

詳細は役員で相談して、町会・自治会の実情に合わせて決めましょう。

③ 「個人情報取扱簿」の作成

34・35ページを参考に、町会・自治会の個人情報取扱簿を作成しましょう。

④ 「個人情報請求書」の作成

36ページを参考に、町会・自治会の個人情報請求書を作成しましょう。

②の「個人情報取扱方法」は、総会議案書に毎年添付します。

③④は、ファイルなどで責任者が管理・保管し、必要な時に対応できるようにしましょう。

【参考例】

〇〇町会・自治会個人情報取扱方法

(平成〇〇年〇月〇日総会議決)

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、本会が保有する会員の個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、町会・自治会の事業の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守することにより、町会・自治会活動における会員の個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を総会資料の配布又は回覧の方法により、少なくとも毎年1回は、会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が、会員又は会員になろうとする者から、「町会・自治会加入届」、「家族(世帯)カード」などの提出を受けることにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員(会員の家族及び同居人を含む。以下同じ。)から取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援の要否、緊急時連絡先その他連絡事項など、町会・自治会活動に必要とするもののうち、会員があらかじめその提出に同意した事項とする。

(個人情報の利用)

第5条 本会が保有する会員の個人情報は、次の活動を行うために、利用するものとする。

- (1) 会費の請求及び管理その他文書の送付など
- (2) 町会・自治会員名簿及び地図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害時における要支援者の支援活動
- (5) 上記のほか、町会・自治会活動のうち、回覧等により、個人情報の利用について会員が同意したもの

(管理)

第6条 本会は、会員の個人情報を会長又は会長が指定する役員において保管するものとし、適正に管理する。

2 本会は、不要となった個人情報は、会長立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ会員本人の同意を得ないで、個人情報第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 本会は、前項の提供をしたときは、その記録を作成し、3年間保存するものとする。

3 本会は、自治体、町会連合会、地区連合町会、これらに準じる公共的な団体、学校等が町会・自治会に関わる事務を遂行することに協力する必要がある場合には、役員の個人情報のうち必要な情報をあらかじめ、本人の同意を得た上でこれらの団体に提供するものとする。

(開示等)

第8条 本会は、保有している会員の個人情報を本人の知り得る状態に置くとともに、本人の請求に応じ、開示、訂正等を行うものとする。

(委任)

第9条 この個人情報取扱方法に定めない事項は、会長が別に定める。

附則

この個人情報取扱方法は、平成 年 月 日から施行する。

◆この「個人情報取扱方法」は、あくまで参考例です。
各町会・自治会の活動内容や実情に応じて、

- 取得する個人情報の範囲
- 個人情報を利用する目的(5ページ参照)
- 個人情報の管理方法、廃棄する時期
- 個人情報の提供先

などをどう定めるか、みんなで話し合っ決定しましょう。

<これは参考例です。必要に応じ、記載内容などは町会・自治会で対応・変更してください。>

〇〇町会・自治会世帯(家族)カード

秘

このカードの内容は、〇〇町会・自治会個人情報取扱方法(以下「取扱方法」といいます。)に従い、会費請求・管理その他文書の送付、町会・自治会員名簿の作成及び地図の作成、入学祝・敬老祝等の対象者の把握、災害時における要支援者の支援活動に利用し、適正に管理・保管します。なお、取扱方法第7条第1項各号に規定する場合を除き、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

【管理責任者 〇〇町会・自治会長 〇〇〇〇〇】

平成 年 月 日 記入

【世帯主】

氏名	住所	生年月日	性別	支援の要否
(ふりがな)	☎	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要

【同居の家族の方】

氏名	生年月日	性別	支援の要否
(ふりがな)	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要
(ふりがな)	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要
(ふりがな)	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要
(ふりがな)	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要

【要支援の状況】

上記で、「支援が必要」とされている方の状況をご記入ください(□にチェック)。

※差し支えなければ、[]の中にお名前をご記入ください。

(ほぼ)寝たきりである [] 車椅子を使用(歩行困難を含む。)[]

歩行や移動に介助が必要 [] 避難時には介助が必要 []

【緊急時の連絡先】

緊急時の連絡先をご記入ください

氏名:	住所:	電話:	続柄:
氏名:	住所:	電話:	続柄:

【その他連絡事項】

第2号様式(第7条関係)

〇〇町会・自治会

____年 月 日～ ____年 月 日

個人情報取扱簿(第三者への提供)

保存期間: ____年 月 日まで(最終提供日から3年)

年月日	提供先 (法人名、氏名等)	提供該当会員名等	提供する個人情報の項目	目的
例 H29年6月1日	松戸市役所 〇〇〇課	会長、副会長	氏名・住所・電話番号・ その他()	〇〇〇〇〇〇のため
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	

第3号様式(第7条関係)

〇〇町会・自治会

年 月 日～ 年 月 日

個人情報取扱簿(第三者からの受領)

保存期間: 年 月 日まで(最終受領日から3年)

年月日	提供者氏名・住所 (法人の場合代表者名)	受領する個人の氏名等	受領する個人情報の項目	目的
例 H29年6月1日	松戸市〇町〇丁目〇番地 〇〇連合町会 会長 〇〇 〇〇	△△ △△	氏名・住所・電話番号・ その他()	当町会・自治会に加入希望のため、加入希望者から提供者に連絡があったため
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	
年 月 日			氏名・住所・電話番号・ その他()	

個人情報請求書

平成30年 月 日

次のとおり、個人情報について(開示・内容確認/訂正/追加/削除等・事故確認)を請求します。

請求者氏名 :
請求者住所 :
請求内容 (該当する欄に☑をつけて、具体的内容を記載)
<input type="checkbox"/> 開示請求 ・ 請求者 : _____ ・ 請求内容 : _____ <input type="checkbox"/> 内容確認(訂正、追加、削除) ・ 確認依頼事項 : _____ <input type="checkbox"/> 事故確認(漏えい、紛失等) ・ 確認依頼事項 : _____
請求処理内容
<input type="checkbox"/> 開示請求 : <input type="checkbox"/> 内容確認 : 内容訂正/追加/削除等 <input type="checkbox"/> 事故確認 :
その他
.....

〇〇町会・自治会 責任者



個人情報保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

個人情報保護に関する法律をここに公布する。

個人情報保護に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報保護に関する施策等
 - 第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）
 - 第二節 国の施策（第八条—第十条）
 - 第三節 地方公共団体の施策（第十一条—第十三条）
 - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）
- 第四章 個人情報取扱事業者の義務等
 - 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条—第三十五条）
 - 第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条—第三十九条）
 - 第三節 監督（第四十条—第四十六条）
 - 第四節 民間団体による個人情報保護の推進（第四十七条—第五十八条）
- 第五章 個人情報保護委員会（第五十九条—第七十四条）
- 第六章 雑則（第七十五条—第八十一条）
- 第七章 罰則（第八十二条—第八十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平二七法六五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（平一五法一一九・平二七法六五・一部改正）

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんが

み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(平一五法六一・平二七法六五・一部改正)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(平一五法一一九・平二一法四九・平二七法六五・一部改正)

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による

個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(平一五法一一九・一部改正)

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(平二七法六五・一部改正)

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮

個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(平二七法六五・一部改正)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(平二七法六五・一部改正)

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(平二七法六五・一部改正)

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(平二七法六五・一部改正)

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個

人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(平二七法六五・追加)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第二十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平二七法六五・追加)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平二七法六五・追加)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 全ての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続(第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十四条繰下・一部改正)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(平二七法六五・旧第二十五条繰下・一部改正)

(訂正等)

第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十六条繰下・一部改正)

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十七条繰下・一部改正)

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(平二七法六五・旧第二十八条繰下・一部改正)

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十九条繰下・一部改正)

(手数料)

第三十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(平二七法六五・旧第三十条繰下・一部改正)

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限

りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(平二七法六五・追加)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(平二七法六五・旧第三十一条繰下)

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(平二七法六五・追加)

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加)

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(平二七法六五・追加)

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五年法律第五十八号)第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(平二七法六五・追加、平二八法五一・一部改正)

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加)

第三節 監督

(平二七法六五・節名追加)

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二七法六五・旧第三十二条繰下・一部改正)

(指導及び助言)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(平二七法六五・旧第三十三条繰下・一部改正)

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十三条(第四項を除く。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二項を除く。)、第二十七条、第二十八条(第一項を除く。)、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条(第六項を除く。)の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平二七法六五・旧第三十四条繰下・一部改正)

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(平二七法六五・旧第三十五条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(平二七法六五・追加)

(事業所管大臣の請求)

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(平二七法六五・追加)

(事業所管大臣)

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについて

は、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等
(平二七法六五・旧第三十六条繰下・一部改正)

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進

(平二七法六五・旧第二節繰下)

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第三十七条繰下・一部改正)

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

(平二七法六五・旧第三十八条繰下・一部改正)

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(平二七法六五・旧第三十九条繰下・一部改正)

(廃止の届出)

第五十条 第四十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十条繰下・一部改正)

(対象事業者)

第五十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十一条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(平二七法六五・旧第四十二条繰下・一部改正)

(個人情報保護指針)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(平二七法六五・旧第四十三条繰下・一部改正)

(目的外利用の禁止)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(平二七法六五・旧第四十四条繰下)

(名称の使用制限)

第五十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(平二七法六五・旧第四十五条繰下)

(報告の徴収)

第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(平二七法六五・旧第四十六条繰下・一部改正)

(命令)

第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(平二七法六五・旧第四十七条繰下・一部改正)

(認定の取消し)

第五十八条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正的手段により第四十七条第一項の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十八条繰下・一部改正)

第五章 個人情報保護委員会

(平二七法六五・追加)

(設置)

第五十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(平二七法六五・追加・旧第五十条繰下・一部改正)

(任務)

第六十条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(平二七法六五・追加・旧第五十一条繰下)

(所掌事務)

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三条第四項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（平二七法六五・追加・旧第五十二条線下・一部改正、平二八法五一・一部改正）

（職権行使の独立性）

第六十二条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（平二七法六五・追加・旧第五十三条線下）

（組織等）

第六十三条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（平二七法六五・追加・旧第五十四条線下）

（任期等）

第六十四条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（平二七法六五・追加・旧第五十五条線下）

（身分保障）

第六十五条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（平二七法六五・追加・旧第五十六条線下）

（罷免）

第六十六条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（平二七法六五・追加・旧第五十七条線下）

(委員長)

第六十七条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十八条線下)

(会議)

第六十八条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(平二七法六五・追加・旧第五十九条線下・一部改正)

(専門委員)

第六十九条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(平二七法六五・追加・旧第六十条線下)

(事務局)

第七十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(平二七法六五・追加・旧第六十一条線下)

(政治運動等の禁止)

第七十一条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(平二七法六五・追加・旧第六十二条線下)

(秘密保持義務)

第七十二条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(平二七法六五・追加・旧第六十三条線下)

(給与)

第七十三条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(平二七法六五・追加・旧第六十四条線下)

(規則の制定)

第七十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

(平二七法六五・追加・旧第六十五条線下)

第六章 雑則

(平二七法六五・旧第五章線下)

(適用範囲)

第七十五条 第十五条、第十六条、第十八条（第二項を除く。）、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

(平二七法六五・追加)

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・旧第五十条線下・旧第六十六条線下・一部改正)

(地方公共団体が処理する事務)

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(平二七法六五・旧第五十一条線下・旧第六十七条線下・一部改正)

(外国執行当局への情報提供)

第七十八条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

- 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
- 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
- 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(平二七法六五・追加)

(国会に対する報告)

第七十九条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第七十条繰下)

(連絡及び協力)

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(平二七法六五・旧第五十四条繰下・旧第七十一条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六五・旧第五十五条繰下・旧第七十二条繰下)

第七章 罰則

(平二七法六五・旧第六章繰下)

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加・旧第七十三条繰下・一部改正)

第八十三条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加)

第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・旧第五十六条繰下・旧第七十四条繰下・一部改正)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平二七法六五・旧第五十七条繰下・旧第七十五条繰下・一部改正)

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平二七法六五・追加・旧第七十六条繰下・一部改正)

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟

行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平二七法六五・旧第五十八条繰下・旧第七十七条繰下・一部改正)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者
- 二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(平二七法六五・旧第五十九条繰下・旧第七十八条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第五〇六号で平成一七年四月一日から施行)

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(平二七法六五・一部改正)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(略)

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二十一年九月一日)

- 一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令

に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二八年政令第三八五号で平成二九年五月三〇日から施行)

- 一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日
- 二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二八年政令第三八五号で平成二九年三月一日から施行)

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(施行の日＝平成二九年五月三〇日)

(平二九法三六・一部改正)

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮）

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

（検討）

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）

を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行）

附 則 （平成二九年五月二四日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一四八号で平成二九年五月二九日から施行）

- ◆ この手引は、松戸市避難行動要支援者避難支援制度に関して、町会・自治会の活動が住民の信頼を得て推進されるための一助となることを目的として作成されましたが、内容につきましては、町会・自治会活動での個人情報の一般的な取扱方法に関する記載となっております。お気付きの点がありましたら、下記お問合せ先までご連絡下さい。なお、本誌の作成に当たりましては帯広市と室蘭市の例を参考にさせていただきました。



お問合せ先

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

危機管理課 電話 (047) 366-7309

FAX (047) 368-0202

メールアドレス mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp

福祉政策課 電話 (047) 701-5272

FAX (047) 366-1392

メールアドレス mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp